

令和4年

目黒区教育委員会

第32回定例会会議録

(令和4年10月4日開催)

第32回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和4年10月4日

開催場所 教育委員会室

|      |               |       |
|------|---------------|-------|
| 出席委員 | 教育委員会教育長      | 関根義孝  |
|      | 教育委員会教育長職務代行者 | 笹尾敦夫  |
|      | 教育委員会委員       | 松村真理子 |
|      | 教育委員会委員       | 川嶋春奈  |
|      | 教育委員会委員       | 片山 寛  |

|      |          |       |
|------|----------|-------|
| 出席職員 | 教育次長     | 谷合祐之  |
|      | 教育政策課長   | 濱下正樹  |
|      | 学校統合推進課長 | 関 真徳  |
|      | 学校ICT課長  | 藤原康宏  |
|      | 学校運営課長   | 香川知子  |
|      | 学校施設計画課長 | 岡 英雄  |
|      | 教育指導課長   | 寺尾千英  |
|      | 教育支援課長   | 山内 孝  |
|      | 統括指導主事   | 石邑由紀子 |
|      | 統括指導主事   | 工藤邦彰  |
|      | 生涯学習課長   | 高山和佳子 |
|      | 八雲中央図書館長 | 伊藤信之  |

|    |  |         |
|----|--|---------|
| 書記 |  | 田 渕 明 美 |
|    |  | 森 高 健二郎 |

(議事日程)

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 報告事項   | 訴訟事件の発生について                                      |
| 日程第2 | 議案第35号 | 目黒区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行等に関する規則の一部を改正する規則      |
| 日程第3 | 議案第36号 | 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第4 | 議案第37号 | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則          |
| 日程第5 | 報告事項   | 令和5年度区立幼稚園及びこども園の園児募集について                        |
| 日程第6 | 報告事項   | 目黒区立向原小学校等複合施設基本構想素案について(案)                      |
| 日程第7 | 報告事項   | 向原小学校におけるプール整備の考え方について(案)                        |
| 日程第8 | 報告事項   | 区立学校等における新型コロナウイルス感染者の発生状況について                   |

資料配布

- ・令和4年度目黒区立中学校案内 めぐろの中学校

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和4年第32回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は、片山委員です。
- 日程に入る前に、昨日、区長から教育長として再任の発令を受けましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

(教育長 挨拶)

- 教育長 それでは、日程第1を議題とします。
- この案件は個人情報に関する案件ですので、目黒区教育委員会会議規則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開にすることについて発議します。それでは、同条第2項の規定に基づき、討論を行うことなしに、直ちに可否を諮ります。
- 非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 それでは、日程第1については、非公開により審議することとします。

(午前9時1分から午前9時12分まで 非公開会議)

- 教育長 ここから会議を公開とします。
- 次に日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第35号 目黒区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行等に関する規則の一部を改正する規則)

- 教育政策課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 特にないようですので採決を行います。
- 本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第35号は原案どおり可決します。  
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 議案第36号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び  
幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則)

- 教育指導課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等がありますか。  
特にないようですので採決を行います。  
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第36号は原案どおり可決します。  
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 議案第37号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則)

- 教育指導課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等がありますか。  
特にないようですので採決を行います。  
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第37号は原案どおり可決します。  
次に日程第5を議題とします。

(日程第5 令和5年度区立幼稚園及びこども園の園児募集について(報  
告事項))

- 学校運営課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等がありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。  
次に日程第6を議題とします。

(日程第6 目黒区立向原小学校等複合施設基本構想素案について(案)  
(報告事項))

- 学校施設計画課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 設計図の項番5を確認したところ、学校と他施設との間に区画が設定されていました。これにより、児童の安全を担保できると思いますので、安心しました。
- 学校施設計画課長 1階平面図の青い部分が学校で、その他の施設とつながる部分が、みんなのひろばと記載のあるエリアです。青い線の部分を仕切ることによって学校とその他の施設との行き来ができなくなります。  
また、この昇降口の南側に学童保育クラブへの入口がありますが、ここも基本的には閉め切っている状態で、校舎内において、小学校とその他のエリアとを行き来することはできません。  
また、校庭も学校関係者以外の方が簡単には入れない設計としています。
- 委員 学級数については、12学級を基本とし、最大15学級まで対応可能で、場合によっては16学級以上への対応も可能な計画とすると記載されていますが、学級を増設する場合、どの箇所に設けるか教えてください。
- 学校施設計画課長 例えば2階では、東側に教室が5つ並んでおり、12学級の想定するときには北側の2つと南側の2つを普通教室とし、中央の教室を少人数教室として計画しています。3階、4階も同じ配置としており、15学級程度の学級数であれば、この少人数教室を普通教室として使用可能です。また、3階の南側にも少人数教室があり、その横に多目的ラボ、みらいラボがあります。こちらは多様な学習空間として整備する部分ですが、学級数が増えた場合にはそこを普通教室に転用することが可能なサイズになっています。このように、教室の運用に工夫が必要にはなりますが、15学級以上への対応が可能な計画としています。
- 委員 平面図で、普通教室と並ぶ少人数教室の入口の廊下との境が直線ではなく、ギザギザの線で示されていますが、これは何か特

別な工夫がなされているのですか。

○学校施設計画課長 この部分は、3段の引き戸になっています。従来は教室の前と後ろに出入口を設けていますが、この計画では教室と前面の廊下をつなげて一体的な空間としての活用を考えているため、この扉は全開できるものとしています。

○委員 まず、4階の理科室についてですが、理科離れが進んでいる今こそ、理科好きの子どもを増やしてほしいので、実験で使用するものの展示スペースなどを理科室の周辺に設けていただけると嬉しいです。

次に、屋上階の緑化についてですが、小さい木や花だけの屋上緑化にするのではなく、少し高い木を植えるなど、森という雰囲気に近い形で緑化を行えば、子どもたちの関心を引くと思いますので、検討していただければと思います。

○学校施設計画課長 まず1点目の理科の学びについては、理科だけに限らず、様々な教科を横断的に学ぶ環境づくりが重要だと考えており、この4階の計画では、理科室の前に学びのひろばという空間を設けています。こちらは、児童の自主的、主体的な学びの場とすることをねらいとしており、展示等により、子どもたちのモチベーションを向上させる空間にしていきたいと考えています。

2点目の屋上緑化については、現在、学習への活用を検討している段階です。技術的に高木を植えることは難しいと思いますが、子どもたちが植物を身近に感じることができるとして考えており、今後、委員のご意見を踏まえて検討していきたいと思います。

○委員 図書室を設けず、各階の学びのひろばに図書室機能を設けると記載されていますが、図書室を独立した部屋として設けないのは、最近の学校づくりのトレンドなのでしょうか。

また、学びのひろばは、各場所への通り道にもなっており、そこへ本を置いたり、読書するスペースを設けることが適切なのか疑問がありますので、もう少し説明をお願いします。

○学校施設計画課長 最近の学校の図書室は、閉じた部屋ではなく、子どもたちがなるべく本を身近に感じるために、子どもたちが日常的に通る動線に本を置くという事例を見掛けます。

向原小学校においても、本を並べるだけではなく、机や椅子を配置し、日常的に学習に活用できる空間を学びのひろばとして、2階、3階、4階に配置していく考えです。

ここが通過動線になってしまうのではないかというご指摘については、適切な備品の配置が重要と捉え、通過動線と学習空間を区別する配置を行うことで、活用しやすいエリアにしていきたいと思えます。

- 教育長            その他ご質問等ありますか。  
                      特にないようですので、この報告を受けました。  
                      次に日程第7を議題とします。

(日程第7    向原小学校におけるプール整備の考え方について(案)(報告事項))

- 学校施設計画課長   (資料により説明)
- 教育長            この件についてご質問等はありませんか。
- 委員             今回、プールを整備しない場合の留意点として、地下ピット部分に水の貯留場所を確保する旨の記述があります。この場合の費用は、プールを整備する場合とどれくらい異なるのでしょうか。

また、コスト比較において、自校にプールを整備した場合と民間プールを活用した場合の費用にそれほど違いがないという印象を受けました。自校にプールを整備した場合の建設費として、2億円を計上していますが、プールを造らないことについて、費用以外のメリットもあると思えますので、その点も資料に加えていただきたいです。

- 学校施設計画課長   まず、1点目の地下のピット部分に貯留スペースを設けるためのコストについてですが、建物の地中部分にはピット空間があり、今までは未利用の空間でした。そのため、新たな空間を造る費用は発生しません。ただ、その水を利用するための設備は必要になります。その内容についても、今後、説明の中で加えていきます。

次の2点目の概算経費以外にも、メリットがあるのではないかという点については、プールを造らないことによる敷地の有効利用という視点で検討しました。プールを設置するのに600㎡程度必要になります。この地域の地価を単位㎡当たり60万円程度と仮定すると、土地代にしまして3億円以上になります。それを必要経費に加えると、費用対効果としてはプールを造らないほうが有利となりますが、この点については、区民に伝わ

りにくいと考え、敷地の有効利用という表現に留めています。

- 委員 伝わりにくい面もあるかとは思いますが、向原小学校だけでなく、他の学校の建替えの際にも同じ問題が生じると思いますので、この点はもう少し具体的に記載した方がよいと考えます。
- 学校施設計画課長 区民への説明に当たっては、この文面だけでは伝えきれないと思います。10月末に向原小学校の住民説明会を行う予定ですが、そこでは図面等を示し、わかりやすい説明に努めます。
- 委員 学校のプールを使わず、民間施設を活用することですが、原町小学校や碑小学校にもプールはあります。他校のプールを共同利用する案は出なかったのでしょうか。
- 学校施設計画課長 他校のプールや地区プールについては、一般利用を考慮すると、小・中学校31校の全ての水泳指導に対応することはできません。また、プールの共同利用については、目黒区の道路状況から、移動方法について課題があり、移動して使うことができる施設は限られます。こうした状況の中、民間プールの活用も検討の範囲に含めておくことが学校のプール全体のことを考えると必要であると考え、向原小学校については、民間施設を利用することとしました。なお、将来的には、プールを複数の学校で使うという可能性も十分に考えられます。
- 委員 民間プールを活用した場合、委託料が年間366万円余、この内訳として施設利用料と指導員費用が記載されています。プールを造らないため、プールの利用料はかかりますが、指導員の民間委託は必要なのでしょうか。専門のインストラクターの方が丁寧に指導することは、子どもたちにとってよいことだと思いますが、教員が随行するのであれば、人件費が二重にかかる印象を受けました。指導は教員が行うという方法もあるのでしょうか。
- また、インストラクターの方は、資格を有しているのでしょうか。スポーツジムでは、大学生のアルバイトがインストラクターを務めている例もありますので、費用と効果の均衡がとれているのか気になりました。
- 学校施設計画課長 民間プールを活用する場合、施設利用料とインストラクター費用は別々の計上であり、施設利用のみも可能です。
- インストラクターを利用するメリットとしては、教員の負担軽減という側面も大きいと考えています。また、学校プールで水泳指導を行う場合に比べ、子どもたちを少人数のグループに分

けて複数のインストラクターによる指導が可能となり、教育の質の向上が期待できます。

インストラクターは、各事業者における講習や研修を受け、スイミングスクールで水泳指導を行っている方です。インストラクターが技術指導を担い、教員は児童への個別対応を担うことで、全体として授業の質の向上を図ることができると考えています。

○委員 水泳の授業は1年間で何時間予定されているのでしょうか。また、スポーツジムのプールを利用する場合は、着衣泳はできるのでしょうか。最後に、この民間施設のプールの近隣に住んでいる子どももいると思いますので、この授業を機に、そのジムへ入会する子どもも出てくるのではないかと思います。

○学校施設計画課長 年間の水泳指導のコマ数は、基本的に10コマが一般的であり、学校外プールであっても学校プールであっても同じです。また、小学校の水泳指導は2コマ連続でやっていますので、1年間で5回プールに入ることになります。学校プールの場合には2コマですが、民間プールの場合には移動の時間が発生するので、3、4コマを水泳指導に充てます。入水時間は60分程度確保しており、入水時間のほとんどが水中にいる状態です。泳力によって差はありますが、700メートルから1キロ前後、学校プールでの水泳に比べて長い距離が確保できます。

次に、着衣泳については、民間のプールでも実施可能であり、今年度は、鷹番小学校で実施しています。Tシャツを着て水中に入り、空のペットボトルを胸に抱いて、どういう姿勢を取れば浮くことができるかという内容や、服を着た状態での水中移動にはどのような負荷がかかるかということを体験しています。

なお、民間プールの活用がスイミングスクールに通うことにつながるかという観点について事業者を確認したところ、スイミングスクールに入会する方も若干いると聞いています。

○教育長 その他ご質問等ありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に日程第8を議題とします。

(日程第8 区立学校等における新型コロナウイルス感染者の発生状況について(報告事項))

- 学校運営課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。  
特にないようですので、この報告を受けました。

〔 資料配布  
・令和4年度目黒区立中学校案内 めぐろの中学校 〕

- 教育長 その他なにかありますか。  
特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時52分閉会)